

6月定例会の  
トピックス

# 全会一致で議員の倫理に関する条例を制定

議会活性化調査特別委員会で検討を行ってきた「津山市議会議員の倫理に関する条例」が、6月定例会の初日に議会へ提案され、可決しました。今後、この条例を私たち議員の規範とするとともに、市民の皆さまに対し、議員としての姿勢を示していきます。

## 条例の主なポイント

**2** 市税等の納付状況を、毎年報告

**1** 議員が常には守らなければならない具体的な行為を規定  
議員は市民として納税の義務を果たしていることを、みずから報告する義務等を定めています。

**2** 不正な金品の要求や授受をしない  
**3** 調査請求ができる手続きについて規定

**3** 職員が公正な職務執行の妨害をしない  
条例に違反している疑いがあると認められる場合、市民及び議員が調査を請求できる手続きを定めています。

**4** 職員の採用や人事等への関与をしない  
**5** 津山市暴力団排除条例を順守する

**6** 市民の不正な職務遂行の求めに応じない など

